
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **金融資産の分類に関する論点への対応**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 2 及び 3 において、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の金融資産の分類に関する考え方を取り入れるかどうかについての ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 491 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 21 日開催）及び第 190 回金融商品専門委員（2022 年 11 月 2 日開催）では、IFRS 第 9 号における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の適用範囲の整理を行ったうえで、ステップ 3 以降で検討する論点について審議いただいた。
3. 当該審議において、次の項目については金融商品の分類及び測定（SPPI 要件¹、組込デリバティブを含む）についての開発を行うか否かにより別途検討することとしていた。
 - (1) デリバティブが組み込まれた金融資産
 - (2) 日本基準では貸倒引当金を計上し、IFRS 第 9 号では公正価値で測定する金融資産（例えば、IFRS 第 9 号の SPPI 要件を満たさない債権や流動化などの売却を目的として保有する債権）
 - (3) 日本基準では著しい時価の下落が生じた場合に減損処理を行い、IFRS 第 9 号では公正価値で測定する負債性金融資産（例えば、IFRS 第 9 号の SPPI 要件を満たさない債券）
4. これを踏まえ、本資料では、IFRS 第 9 号における金融資産の分類の定めを取り入れるかどうかに関する事務局の分析及び提案をお示しする。

¹ 契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるか。

III. 会計基準の定めの確認

(IFRS 第9号における分類に関する定め)

SPPI 要件及び事業モデル

5. IFRS 第9号ではすべての金融資産について、SPPI 要件及び事業モデルに基づく単一の分類アプローチを適用し、事後に償却原価で測定するもの、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの、又は純損益を通じて公正価値で測定するもの（以下「FVPL で測定する金融資産」という。）のいずれかに分類することを要求している（IFRS 第9号第4.1.1項から第4.1.4項）。
6. SPPI 要件は、「当該金融商品の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる」かどうか金融資産の分類を判定するものである（IFRS 第9号第4.1.2項(b)及び第4.1.2A(b)項）。
7. SPPI 要件は、金融資産に係るキャッシュ・フローが IFRS 第9号の実効金利による償却原価測定（金融商品の存続期間にわたり利息を配分するための単純な技法である）によって適切に反映されることを確保するためのものであることから、IFRS 第9号における単一の分類アプローチの判定に用いられている。

一方、金融資産が元本でも元本残高に対する利息でもない契約上のキャッシュ・フローを含んでいる場合には、有用な財務情報を提供する観点から契約上のキャッシュ・フローに対する評価の補正（すなわち、公正価値測定）が必要になるとされている（IFRS 第9号 BC4.22項から BC4.23項及び BCE.21項）。
8. 事業モデルは、金融資産が「契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている」か、「契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている」かにより、金融資産を分類するものである（IFRS 第9号第4.1.2項(a)及び第4.1.2A(a)項）。
9. 事業モデルについては、企業の将来キャッシュ・フローが契約上の金額から生じるのか、それとも公正価値の実現によって生じるのかを決定するものであり金融資産の分類に関連することから、IFRS 第9号における単一の分類アプローチの判定に用いとされている（IFRS 第9号 BCE.21項及び BCE.22項）。

組込デリバティブ

10. 金融資産が主契約である混合契約については、主契約とデリバティブを分離せず、当該金融資産全体で分類を行うことが要求されている（IFRS 第9号第4.3.2項）。

この取扱いについて、IASB は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の混合契約の分離に関する要求事項は複雑であり、金融資産を主契約とする混合契約についての組込デリバティブの分離に関する要求事項を削除することで金融資産の財務報告の複雑性が低下すると共に、混合契約全体に IFRS 第 9 号の分類アプローチを適用することで将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性をより忠実に描写することになるといったことを理由として挙げている（IFRS 第 9 号 BC4.89 項）²。

（日本基準における分類に関する定め）

11. 金融商品会計基準等³においては、金融資産の法的形態に基づいて分類し、金融商品の種類ごと（有価証券については保有目的も考慮）に会計処理を定めている（金融商品会計基準第 14 項から第 26 項）。
12. また、組込デリバティブについて、企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（以下「その他の複合金融商品適用指針」という。）では、一定の要件⁴を満たした場合、組込対象である金融資産又は金融負債と区分したうえでデリ

² IFRS 第 9 号では、金融資産については組込デリバティブを分離せず金融資産全体で分類を行う一方、金融負債については以下のすべての要件に該当する場合には主契約から分離してデリバティブとして会計処理することを要求している（IFRS 第 9 号第 4.3.3 項）。

- (1) 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連していないこと
- (2) 組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品ならば、デリバティブの定義に該当すること
- (3) 混合契約が、公正価値で測定して公正価値変動を純損益に認識するものではないこと（すなわち、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に組み込まれているデリバティブは、分離されない。）

³ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

⁴ その他の複合金融商品適用指針第 3 項(1)から(3)において次のとおり定めている。複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、次のすべての要件を満たした場合、組込対象である金融資産又は金融負債とは区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理する。なお、組込デリバティブの対象である現物の金融資産又は金融負債は、金融商品会計基準に従って処理する。

- (1) 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があること
- (2) 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと
- (3) 当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと

バティプの一般的な評価方法である時価評価が求められ、評価差額は当期の損益として処理するとしている（その他の複合金融商品適用指針第3項）。また、要件を一部満たしていない場合でも、管理上、組込デリバティブを区分して管理している場合には、区分処理することができるとしている（その他の複合金融商品適用指針第4項）。

IV. ASBJ 事務局の分析

13. 第478回企業会計基準委員会（2022年4月26日開催）及び第179回金融商品専門委員会（2022年4月19日開催）（以下合わせて「第478回企業会計基準委員会等」という。）では、次の目的に沿ってステップ2における基準の開発を行うことについて示した。

（ステップ2）

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。

14. ステップ2の目的はIFRS第9号の減損モデルを日本基準に取り入れる文脈で設定したものであり、分類及び測定についてIFRS第9号の定めを全面的に取り入れることによりIFRS第9号を適用した場合の予想信用損失の算定結果と完全に一致させることを意図して設定したのではなく、IFRS第9号の分類及び測定に関する定めを全面的に取り入れることを所与としていなかった。
15. そのため、国際的な比較可能性を確保する目的で分類及び測定に関するIFRS第9号の定めを取り入れる考え方がある一方、金融商品の種類を基礎とする現行の日本基準の金融商品の分類に関する枠組みを原則として維持した上でIFRS第9号の減損モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行うという考え方もある。
16. 以上をまとめると、次の2つの案が考えられる。

案1：国際的な比較可能性を確保することを重視し、金融資産の分類に関するIFRS第9号の定め（SPPI要件、組込デリバティブを含む。）を取り入れる。

案2：金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における金融商品の分類に関する枠組みを維持した上でIFRS第9号の減損モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行う。

17. 次項以降ではそれぞれの案の長所及び短所について分析する。

(本資料第 16 項の各案に関する分析)

案 1

18. 案 1 の長所としては以下が考えられる。

- (1) 国際的な比較可能性が向上し、また国際的に説明することが容易となる。
- (2) IFRS 第 9 号では、分類及び測定と減損が体系として整合的となっているため、金融資産の分類に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れた場合には、減損に関する定めとの不整合は生じない。
- (3) 第 478 回企業会計基準委員会等では、ステップ 2 の目的を設定するうえで IFRS 任意適用企業の個別財務諸表において日本基準を適用した場合でも IFRS 基準に従い作成する連結財務諸表上、基本的に修正が不要となることが前提になるとの考えを示している。金融資産の分類に関する IFRS 第 9 号の定めを日本基準に全面的に取り入れる場合には、案 2 に比べると連結財務諸表上の修正が少なくなると考えられる。

19. 案 1 の短所としては以下が考えられる。

- (1) 現行の金融商品会計基準等は金融商品の種類を基礎としており、金融資産の分類に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れた場合、金融商品会計基準等の体系を大幅に変更することになる可能性がある。
- (2) 金融資産の分類に関する IFRS 第 9 号を取り入れた場合、一般事業会社も含め、減損以外の局面においても、金融商品の管理手法や会計処理に大幅な影響を与える可能性がある。

案 2

20. 案 2 の長所としては以下が考えられる。

- (1) 必要な範囲に限って金融商品会計基準等を変更することとなり、現行の金融商品会計基準等の体系を大きく変更しないため、利害関係者の理解を得やすい。
- (2) 減損以外の局面における金融商品の管理手法や会計処理への影響は小さくなる。

21. 案 2 の短所としては以下が考えられる。

- (1) 案1に比べて、国際的に説明がしにくくなる。
- (2) 組込デリバティブに関する定めの違いから減損モデルを適用する金融資産の会計単位が異なる、IFRS第9号における分類では減損の適用範囲に入らない金融資産が日本基準における分類では減損モデルの適用範囲に入るなど、減損の定めとの整合性を検討することが必要となる。
- (3) IFRS任意適用企業がIFRS基準に従い連結財務諸表を作成する際、金融資産の分類が異なることを理由として、修正が必要となる可能性がある。

小括

22. 案1と案2を比較した場合、案1の短所として挙げた金融商品会計基準等の体系の変更やそれに伴う減損以外の局面における金融商品の管理手法や会計処理への影響は大幅なものになる可能性があり、今回の減損プロジェクトへの対応としては過度なものとなり、利害関係者の理解を得ることができない可能性があると考えられる。
23. 前項の観点からは案2が望ましいが、その場合には案2の短所が受入れ可能な水準であるか検討する必要がある。そのため、次項以降では案2の短所について、以下の観点から分析を行う。
 - (1) 国際的な説明可能性
 - (2) 減損モデルの適用範囲との整合性
 - (3) 連結財務諸表における修正

(国際的な説明可能性)

24. 現行の日本基準では、金融資産の法的形態に基づいて分類し、金融商品の種類ごと(有価証券については保有目的も考慮)に会計処理を定めている。このように金融商品の種類ごとに分類を行っているのは日本基準だけではなく、米国会計基準も金融商品の種類ごとの分類モデルを採用している。
25. また、組込デリバティブの区分処理については、従来からASBJは以下の観点から区分処理する方がより適切であると主張しており、国際的に説明可能であると考えられる。
 - (1) 一定の要件を満たすデリバティブが組み込まれた金融資産(混合契約)については、主契約である金融資産と組み込まれたデリバティブを分離して個別に会

計処理することが、金融商品が異なるリスク特性を有する要素で構成されているという経済的な実態をより忠実に表現することにつながると考えられる。

(2) 銀行等金融機関では、継続的に主契約である貸出金と組み込まれたデリバティブが別個に管理され、組み込まれたデリバティブと類似の特徴を有するデリバティブ商品を単独でも取引しており、単独のデリバティブと組み込まれたデリバティブが集合的に管理されている場合がある。こうした金融機関では、金融資産が主契約である混合契約を分離することで、会計上のミスマッチを抑制することにもつながっていると考えられる。

26. また、米国会計基準では ASC 第 815-15-25-1 項で定める分離規定⁵のすべてを満たす金融資産を主契約とする組込デリバティブについては、主契約とデリバティブを区分することが要求されており、この点からも現行の日本基準の考え方を維持したとしても国際的に説明可能であると考えられる。

(減損モデルの適用範囲との整合性)

27. IFRS 第 9 号では金融資産が主契約である混合契約は、主契約とデリバティブを分離せず当該金融資産全体で分類することが求められている一方、日本基準では一定の要件を満たした場合には組込対象である金融資産又は金融負債と区分することが求められている。そのため、案 2 を採用して金融商品の種類を基礎とする現行の日本基準における金融資産の分類を維持した場合、IFRS 第 9 号が前提としている減損モデルを適用する金融資産の会計単位と異なることになる。

28. また、金融商品の種類ごとに分類し組込デリバティブを区分処理する場合、IFRS 第 9 号では公正価値測定となり減損モデルの適用範囲に含まれないが、今回開発している減損に関する会計基準では減損モデルの適用範囲に含まれる金融資産が生じると考えられる。

29. 例えば、特定の仕組債について、IFRS 第 9 号では SPPI 要件を満たさないとして金融資産全体を FVPL で測定する金融資産として会計処理するのに対し、現行の日本

⁵ ASC 第 815-15-25-1 項では、組込デリバティブの分離規定として次の条件が示されている。

- (1) 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、ホスト契約の経済的特徴及びリスクと明らかに密接に関連していない。
- (2) 当該混合金融商品は、他の一般に公正妥当と認められる会計原則 (GAAP) に基づき公正価値で再測定されない (公正価値の変動は発生時に損益として計上されない)。
- (3) 組込デリバティブと同様の条件の別個の金融商品が、Topic 815-10 の要求事項の対象となるデリバティブである (混合金融資産の初期投資額は、組込デリバティブの初期投資額とはみなされない)。

基準における金融資産の分類を維持する場合には組込デリバティブを区分処理したうえで現物の金融資産はその他有価証券に分類される債券に分類され、減損モデルの適用対象となるケースが考えられる。

30. 前項のケースについては、IFRS 第9号には存在しないカテゴリとなるが、組込デリバティブを区分処理した後の残余は通常プレーンバニラな性質であると考えられるため、信用リスクに着目したIFRS 第9号の減損モデルを適用することによる不整合は生じないと考えられる。

(連結財務諸表における修正)

31. ステップ2の目的を設定するうえでIFRS 任意適用企業の個別財務諸表において日本基準を適用した場合でもIFRS 基準に従い作成する連結財務諸表上、基本的に修正が不要となることが前提になるとの考えを示していた。修正を不要とするためには、金融資産の分類に関するIFRS 第9号の定めを全面的に取り入れる必要がある。しかし、案1の短所を考えた場合、金融資産の分類に関するIFRS 第9号の定めを全面的に取り入れることによる影響を考慮すると、この方向性を採用するのは困難と考えられる。
32. 一方、案2を採用する方向で検討した場合、連結修正が不可避となるが、その修正の程度が受入れ可能な水準に収まっているかどうか論点になると考えられる。

V. ASBJ 事務局の提案

33. 以上の事務局の分析を踏まえると、案1は金融商品会計基準等の体系の変更やそれに伴う減損以外の局面における金融商品の管理手法や会計処理への影響は大幅なものになる可能性があり、利害関係者の理解を得ることができない可能性があると考えられる。
34. 一方、案2については、短所のうち(1)及び(2)は受入可能な水準と考えられる。短所の(3)については、一定程度の連結修正が必要となるが、金融商品の種類ごとの分類に適切な測定を組み合わせることにより、連結修正を少なくすることができると考えられる。
35. これらの分析を踏まえ、今後の審議においては、金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における金融商品の分類に関する枠組みを維持した上でIFRS 第9号の減損モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行うとする案2をベースとして検討を進めることとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第 13 項から第 35 項の ASBJ 事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上